

平泉町エネルギー価格高騰対策支援金 申請要領

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、エネルギー価格の高騰等による費用の増加に直面している町内中小企業者等に対し、その影響を緩和することを目的として、当該中小企業者等が事業に要したエネルギー費の一部に対し、平泉町エネルギー価格高騰対策支援金を支給します。

【対象事業者】

平泉町内に店舗又は事業所を有し、事業を行っている中小企業者等（※中小企業基本法に規定する会社、個人、小規模企業者及び日本標準産業分類の中分類 79 その他生活関連サービス業、小分類 854 老人福祉・介護事業、小分類 855 障害者福祉事業を営む法人をいいます）

ただし、①日本標準産業分類上の大分類A農業、林業又はB漁業のみを営む中小企業者等、②大企業（みなし大企業を含む）は除きます。（※②に該当するであっても、平泉町原油高騰対策運送事業者等支援金を受給した事業者、日本標準産業分類の小分類 854 や 855 を営む法人は、平泉町内の事業所に関するエネルギー費のみを対象として申請できます）

【支援金の算定及び限度額】

令和4年4月から11月までの任意の月において、当該事業で使用及び町内事業所で使用するために購入したエネルギー費（ガソリン、重油、軽油、灯油及びその他事業に必要な燃料費、水道光熱費（ただし、水道料は除く）のうち任意のもの）の合計額を対象として、令和3年の同期間のエネルギー費の合計額と比べ増加した額。上限10万円。

※令和4年度平泉町中小企業等経営支援金を受給した事業者は、令和4年8月から11月までと令和3年の同期間とを比較。上限5万円。

※増加額のうち、千円未満を切り捨てた額を支援金とします。

※対象とする月及び対象とするエネルギー費は、申請者が選択することができますので、令和3年同月と比較して減額となっているエネルギー費の項目は除外することができます。

※令和3年同月においてエネルギー費の購入実績がない場合は、対象外です。

令和4年度中小企業等経営支援金の受給	有	無
比較する期間	令和4年8月～11月と 令和3年8月～11月を 比較	令和4年4月～11月と 令和3年4月～11月を 比較
限度額	5万円	10万円

【申請受付〆切】令和5年1月31日（火）

【申請に必要な書類】

- 1 平泉町エネルギー価格高騰対策支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）
 - 2 エネルギー費増加状況表（様式第1号別紙）※認定機関（平泉商工会）からの認定を受けてください。
 - 3 平泉町エネルギー価格高騰対策支援金誓約書兼同意書（様式第2号）
 - 4 《法人の場合》確定申告書（1面）の控え、《個人事業主の場合》確定申告書（1面）の控え又は市町村民税・県民税の申告書の控え
 - 5 《法人の場合》履歴事項全部証明書、《個人事業主の場合》本人確認資料
 - 6 令和4年4月から令和4年11月までにおいて、当該事業及び町内事業所のために購入したエネルギー費の金額、購入日等が分かる書類（総勘定元帳、領収書、通帳（写）、請求書等）
 - 7 6のエネルギー費と比較する令和3年同月のエネルギー費の金額、購入日等が分かる書類
 - 8 支援金の振込先の通帳の表紙、見開き面 それぞれの写し
 - 9 その他エネルギー費増加認定のために、認定機関が必要と認めた書類
- ※令和4年度平泉町中小企業等経営支援金を受給した事業者の場合、5及び8の書類が経営支援金申請時と今回の申請時とで変更が無い場合は、省略可。

法人	確定申告書（1面）の控え	個人事業主等	確定申告書1面の控え（又は市町村民税・県民税の申告書の控え）
	履歴事項全部証明書		本人確認資料（免許証など）
共通	申請書兼請求書（様式第1号）、エネルギー費増加状況表（様式第1号別紙）、誓約書兼同意書（様式第2号）		
	エネルギー費の金額、購入日等が分かる書類（総勘定元帳、領収書、通帳（写）、請求書等）		
	振込先通帳の写し（金融機関、支店、口座番号及び名義人カナ表示がある箇所）の写し）		
	その他エネルギー費増加認定のために、認定機関が必要と認めた書類		

【受付場所】平泉商工会